

消費税引き上げに伴う水道料金等の改定のお知らせ

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、水道料金、簡易水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料等に増税分が転嫁され料金等が改定となりますのでお知らせします。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。



水道イメージキャラクター
ぶんちゃん りんちゃん

水道料金

(税込)

固定料金 (1 か月につき)			水道料金 (1 m ³ 当たり)				
口径 (mm)	旧料金 (円)	新料金 (円)	種別	区分	使用水量 (m ³)	旧料金 (円)	新料金 (円)
13	997	1,026	専用給水	一般用	1~10	79	81
20	1,995	2,052			11~20	121	124
25	4,651	4,784			21~40	184	189
30	8,242	8,478			41~	210	216
40	14,227	14,634		浴場営業用		94	97
50	22,207	22,842		共用給水		89	92
75	52,405	53,903		特別給水		315	324
100	77,542	79,758		消火栓 (1口5分ごと1回につき)		1,428	1,469

下水道使用料・農業集落排水施設使用料

(税込)

種別	基本使用料 (1 か月につき)			超過使用料 (1 m ³ 当たり)		
	汚水の量 (m ³)	旧使用料 (円)	新使用料 (円)	汚水の量 (m ³)	旧使用料 (円)	新使用料 (円)
一般	0~10	1,764	1,814	11~30	205	211
				31~50	242	248
				51~100	258	265
				101~300	289	297
				301~	310	319
公衆浴場	1m ³ につき	40	42			

簡易水道料金 (楢川地区)

簡易水道料金は、今まで税抜き単価に消費税を加算する算出方法でしたが、税込み単価での算出方法に変更となります。この改定表では、比較のため旧料金を税込み単価で表示してあります。

(税込)

基本料金 (1 か月につき)				超過料金 (1 m ³ 当たり)			口径別加算料金 (1 か月につき)		
用途	基本水量 (m ³)	旧料金 (円)	新料金 (円)	使用水量 (m ³)	旧料金 (円)	新料金 (円)	口径 (mm)	旧料金 (円)	新料金 (円)
一般用	0~10	1,470	1,512	11~30	158	162	13	126	130
				31~50	189	194	20	189	194
				51~70	221	227	25	210	216
				71~	231	238	40	473	486
共用	0~10	1,050	1,080	学校・保育園等 1m ³ につき	158	162	50	1,365	1,404
臨時用	0~10	3,570	3,672	臨時用 1m ³ につき	231	238	75	1,890	1,944

施設負担金

(税込)

口径 (mm)	旧施設負担金額 (円)	新施設負担金額 (円)
13	87,150	89,640
20	131,250	135,000
25	231,000	237,600
30	357,000	367,200
40	840,000	864,000
50	1,365,000	1,404,000
75	3,045,000	3,132,000
100	4,830,000	4,968,000

塩尻のおいしい水 「大分水嶺の地下水」

装いも新たに発売中

1本500ml 120円(税込)

1箱24本入り

2,880円(税込)

非常用の飲料水にも使えます。



<お問い合わせ>

水道事業部経営管理課

(電話0263-52-0280 内線1222)

一般的なご家庭で1か月の使用量が20m³の場合(口径13mm) 請求金額は10円未満を切り捨てます。

① 水道料金

消費税率	固定料金	水道料金		請求金額
		1~10m ³	11~20m ³	
5%	997円	79円×10m ³	121円×10m ³	2,990円
8%	1,026円	81円×10m ³	124円×10m ³	3,070円

② 下水道使用料、農業集落排水施設使用料

消費税率	基本使用料	超過使用料	請求金額
	0~10m ³	11~30m ³	
5%	1,764円	205円×10m ³	3,810円
8%	1,814円	211円×10m ³	3,920円

請求金額合計 (①+②)

消費税率	請求金額
5%	6,800円
8%	6,990円

経過措置

平成26年3月31日以前から引き続き使用されている皆さんで、4月1日以降の最初の検針までに使用された水道料金等は、旧税率5%が適用されます。

新たな片丘浄水場が完成します！



現在の片丘浄水場は、昭和30年に完成して以来、59年が経過し、ろ過池や浄水池などのコンクリート構造物の老朽化や機能低下が著しく、耐震性も劣ることなどから、平成23年12月に「新片丘浄水場」の建設に着手し、いよいよ平成26年度に完成します。

「新片丘浄水場」の浄水方法は、現状の原水の水質が良好であり、※緩速ろ過法で問題なく処理ができていることから、現状と同様の緩速ろ過法を継続しつつ、浄水能力の強化を図ります。また、現浄水場からの水は、ポンプを使用し送水をしてきましたが、「新片丘浄水場」は、約100m標高の高い場所に建設し、自然流下方式への転換を行い、ライフサイクルコストの低減、東山山麓や広丘吉田地域などへのバックアップ体制の強化を図ります。

全体事業費は、約11億円(設計・用地・送配水施設等を含む。)を予定しています。

※緩速ろ過法とは

一般に原水の水質が良好で濁度も低く安定している場合に採用され、細かな砂層を4~5m/日のゆっくりした速さで水を通し、砂層表面と砂層に増殖した微生物群によって、水中の浮遊物質や溶解物質を捕捉、酸化分解する作用に依存した浄水方法です。